

荘園制をいかに教えるか

—— 荘園公領制の教材化試案 ——

日高 勝博

はじめに

近年、日本中世史研究は大いに進展し、その研究状況や成果が教科書にも反映されるようになった。例えば、「中世」の始まりを「院政の成立」もしくは「荘園公領制」とする教科書が多く見られることなどである。⁽¹⁾

本稿では、近年の研究成果に依拠し、「荘園制はいかに教材化できるのか」について考察する。具体的には、中世の社会のしくみである荘園制をどのような資料（古文書や絵図等）を用いたら、生徒にわかりやすく説明できるのか、その試案を示してみたい。⁽²⁾ まず資料を提示し、次にその資料を授業でどのように扱うのか「教材化の視点」を述べる。

一 中世荘園の形成（寄進と立荘）

新課程の教科書でも、寄進地系荘園の説明をする際、肥後国鹿子木荘の史料が取り上げられている。⁽³⁾ この史料が荘園形成の事例として問題があることは、昭和四十五（一九七〇）年の石井進氏が指摘して以来、⁽⁴⁾ 中世史研究の分野では通説化しつつある。「鹿子木荘事書」⁽⁵⁾ にかわる他の事例はないのか。近年の研究成果を踏まえ二つの事例（仁和寺領阿波国篠原荘、⁽⁶⁾ 伊勢神宮領下総国相馬御厨）⁽⁷⁾ を取り上げる。

（一）資料

1 篠原荘

【史料1】『中右記』元永元（一一一八）年七月二十五日条

「書き下し文」

往年故仁和寺（宮）旧庄たるに依り、院庁の下文を以て、阿波国中に立庄せらる所なり。而るに加納千町ばかり。山相具して打ち籠めらる由、国司訴え申す所なり。早く尋沙汰すべきなり。件の庄は故（藤原）為房朝臣が沙汰する所なり。その時は四至を問わず、偏に庄へ打ち入る所か。是前雑色の実俊の沙汰なり者。申して云わく、先ず実俊を召し問うべく候なり。

〔現代語訳〕

先に亡くなった仁和寺宮（覚法親王）の旧荘園であり、（白河上皇の）院庁下文によって阿波国に立荘されたのである。（立荘された時に）国衙領千町を加納田とし山もともに荘園に加えたことを国司が訴えてきた。早く調査を行って取り扱うべきである。この荘園（阿波国篠原荘）は、（白河上皇の院司で）故藤原為房が立荘にかかわっていた。その時は、荘園の四至（東西南北の境界）と関係なく、ただ荘園内に立ち入れたものである。このことは前雑色の実俊の沙汰ということなので、まず実俊を召して問うべきである。

【史料2】『中右記』元永元年八月十一日条

〔書き下し文〕

去る天永元年九月院庁下文に依り立てらるるの時、威儀師頭俊の沙汰なり。仍つて子細は知らず。

〔現代語訳〕

去る天永元（一一一〇）年九月の院庁下文によって立荘された時は、威儀師頭俊の沙汰である。したがって、詳細はわからない。

【史料3】『中右記』元永元年九月一日条

〔書き下し文〕

件の庄券彼の国人の許に尋ね取る所なり。本冷泉院の免田十一町、四至を指さず。而るに次第に伝領して、二条関白に寄せるの時、三十七町に成るの後は、代々国司三十七丁に依り免じ来たるなり。当時仁和寺宮の御領桂（勝浦）郡の四至を注し載せ、田畠山野千五六百町を押し入らるるなり。前司の（藤原）忠長が任の時、入れらるるなり。その前及び前々司忠邦の任、公田たるに依り、官物を国司に弁済するなり。

〔現代語訳〕

かの荘園の立券については、阿波国の関係者に調査を行った。（篠原荘は）もとは冷泉院領の免田十一町で四至は示されていないかった。そののち、伝領されて所領が関白藤原教通に寄進され、三十七町となった。その後代々の阿波国司は三十七町に基づいて年貢を免除してきた。当時（天永元年）は、仁和寺宮領として勝浦郡内に四至が記載され、田畠山野一五〇〇〜一六〇〇町が押し入れられていた。前の国司藤原忠長の在任の時押し入れられたことである。その前及び前々の国司（藤原）邦忠が在任の時、公田（公領）であったので、官物は国司に弁済していた。

2 相馬御厨

【史料4】大治五（一一三〇）年六月十一日下総権介平経繁

私領寄進状案（『平安遺文』二二六一号）

【書き下し文】

正六位上行下総権介平朝臣経繁解し申す。私領地一処を寄進するの事

下総国相馬郡布施郷に在りてへり。

四至 東を限る蚊虻境、南を限る志子多谷ならびに手下水海、西を限る廻谷ならびに東大路、北を限る小阿高ならびに衣河流

右件の地、経繁の相伝の私地なり。進退領掌あえて他の妨げなし。爰に神威を募らんがため、傍例に任せ永く伊勢皇大神宮に寄進するところ件の如し。但し、権禰宜荒木田神主延明を口入神主となし、供祭物においては、毎年、田畠地利の上分ならびに土産の鮭等をもって備進せしむべし。下司の職に至りては、経繁の子孫を以て相違なく相伝せしむべきなり。よつて事の状を勅しもつて解す。

大治五年六月十一日 正六位上行下総権介平朝臣経繁

判

寄文について案内を検するに、私地を以て神宮に貢進し、供祭の勤を致す。先蹤多く存す。然らば則ち起請の旨に任せ、御厨となし、毎年の田畠地利の上分ならびに土産物等を以て、供祭の御贄に備進せしむべきの状、件の如し。

寄文参通の内、一通は宮庁に留め、二通は領主ならびに口入神主等に之を返す。

禰宜従四位下荒木田神主（花押影） 元親

【現代語訳】

正六位上の下総国の権介（国司）平経繁が私領地の一箇所を寄進することを謹んで申し上げます。

下総国相馬郡布施郷にある。

東西南北の境界、東は蚊虻との堺、南は志子多谷や手下水海、西は廻谷や東大路、北は小阿高や衣河流

右の荘園は、平経繁が代々相続してきた私領である。土地の支配権においては、他からの妨げはないが、神威の保護を受けるために、例のように永久に伊勢皇大神宮に寄進するところである。ただし、権禰宜の荒木田延明を口入神主として供祭物（年貢・公事）は毎年、田畠の収穫物と地元の産物である鮭などを納める。下司職については、経繁の子孫が間違いなく相続するものとする。したがって実情をこのように記し、申し上げます。

大治五年六月十一日正六位上行下総権介平朝臣経繁

判

寄進状について内容を検討したところ、私領を神宮に寄進して、供祭の勤めを果たすことには前例が多い。したがっ

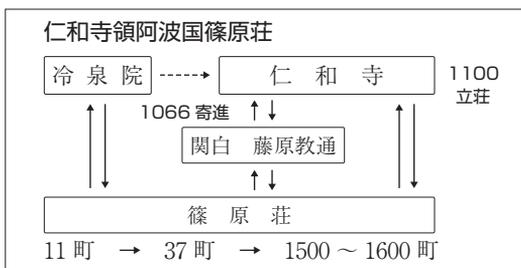


図1 荘園の事例（篠原荘の事例）

篠原荘の資料は、立荘そのものの記事ではないが、のちに起きた相論の記事が『中右記』に出ており、立荘の経過をたどることができる。

史料1〜3によれば、篠原荘はもと冷泉院領十一町であったが、一一世紀後半関白藤原教通に寄進され三十七町の荘園となる。その後教通はこの地を仁和寺に寄進した。仁和寺は、天永元年、白河院の院司藤原為房

と威儀師顕俊の働きによって白河院庁下文を獲得し、篠原荘を郡全体にわたる広大な荘園にすることに成功した。

この篠原荘の事例から、生徒に中世荘園（領域型荘園）の形成過程を考察させたい。「なぜ、わずかな土地の寄進でも立荘によって広大な規模とすることができるのか」と発問し、生徒に摂関家・仁和寺の力や院の権力などの答えを引き出したい。

また、「荘園が形成される前後で荘園の構造や規模はどのように変化しているのか」と発問し、「三十七町」「千五六百町」等の荘園の規模を表す数字に着目させ、寄進された時はわずかな土地でも、立荘によって広大な規模の荘園になることを理解させるようにする。

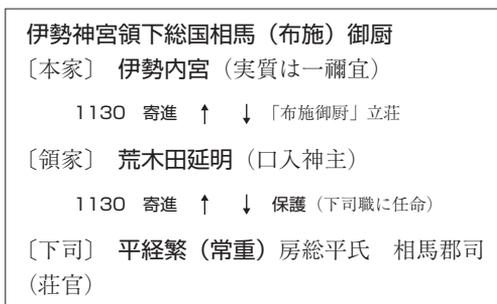


図2 荘園の形成（相馬御厨の事例）

(二) 教材化の視点

て、寄進状のとおり（伊勢皇太神宮の）御厨として、毎年の田畠の収穫物ならびに地元の産物等を供祭の御贄として進上することを、このように記す。

寄進状三通の中で、一通は（伊勢神）宮庁に置き、残り二通は領主と口入神主等に返す。

禰宜従四位下荒木田神主（花押影） 元親

1 篠原荘

平良文（将門の叔父）が獲得した所領とされ、以後平良文流の平氏が伝領し、平（千葉）常重が相馬郡の知行権を得たのは大治元年とされる（『国史大辞典』）。「御厨」は天皇家や摂関家・伊勢神宮等へ供御として魚介類を納める土地のことであり、荘園と同様な性格をもつ。日付の後の「判」以下の部分に常重の寄進を伊勢内宮が正式に認める旨が記されている。⁽⁸⁾

生徒に「平常重の名前から思い浮かぶ平氏の人物はいるか」と発問し、平忠常の乱以後も平氏が下総などの在地に根をはっていたことに気付かせることで、荘園支配と武士団の成長を連関させる視点をいれる。また、「伊勢神宮に納められているものは何か」と発問し、供祭物（年貢・公事）は「田畠地利の上分ならびに土産の鮭等」であり、米以外も鮭（魚）がみられ下総国（千葉県）の地理的特色にも気付かせる。

二 中世荘園村落の様相

歴史学では、長く古文書や日記などの文献資料を用いた実証的な研究が積み上げられてきた。その一方で、近年の中世史研究では絵図や絵巻物などの絵画資料も活用しながら、多面的多角的に歴史像を構築する動きも活発である。ここでは、中世荘園、つまり中世村落の具体相について絵画資料を用いて生徒に探求させる。取り上げる資料は、二つの荘園絵図である。⁽⁹⁾

(二) 資料

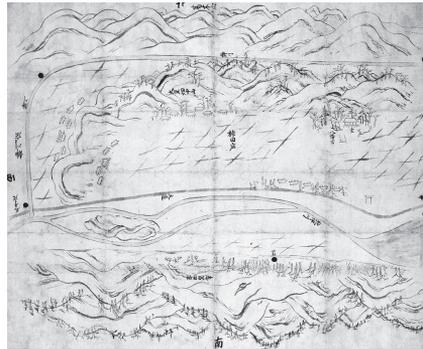


図3 紀伊国栲田荘絵図（神護寺蔵）

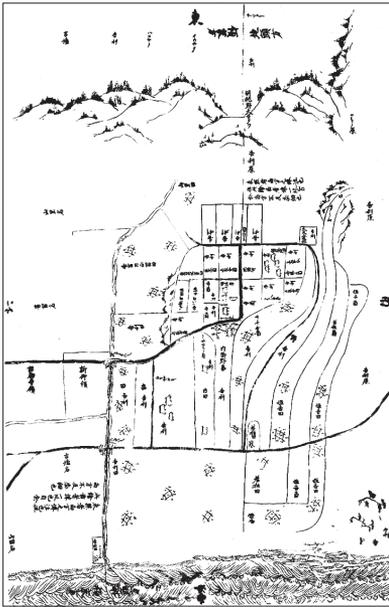


図4 薩摩国日置北郷下地中分絵図（東京大学史料編纂所蔵模写）

(二) 教材化の視点

荘園絵図の絵画資料を用いることで、生徒たちは中世荘園（領域型荘園）の景観をイメージすることができる。取り上げた二つの絵図は、中学校・高等学校の教科書や図説資料集に図版が記載される著名なものである。教材化するにあたり、これらの資料を既習知識を確認するだけに用いるのではなく、資料を読み解く中から得た情報を組み合わせ、そこからわかる歴史的事象が歴史の展開にどう位置付くのかを生徒に考えさせ、解きさせることが大切である。

柿田荘は、紀伊国の紀ノ川北岸に位置した荘園である。成立の事情は明らかではないが、後白河上皇から寿永二（一一八三）年に神護寺へ寄進され、神護寺領として立券された。翌年元暦元（一一八四）年に立券状が作成され、**図3**の絵図は同時期に作成された⁽¹⁰⁾と考えられている。

生徒たちに資料を見せて、「この絵図を見て気付くこと、わかることは何か」と発問し資料をじっくり読み取らせる。その際、個別学習だけでなく学習形態も工夫して、グループ学習も取り入れることで、自分の考えを伝える力や多角的にものを考える力も育てることが可能となる。読み取る際のポイントは、「絵図に描かれている情報」、つまり絵図の作者は何に注目して書いているのかについて考察させることである。

まず、周囲にある五つの黒点を生徒にマークさせ、荘園の境界を具体的にイメージさせる。次に、道、川、耕地（田）、家、寺社などを色鉛筆で塗り分け作業を行い、荘園の景観を具体化してみる。「なぜ、八幡宮と堂（寺）は隣り合っているのか」と発問し、神仏習合に気付かせ、別当寺について説明する。

さらに、絵図の中の文字に注目させ、「文字の向きはどうなっているか」と発問し、方位（東西南北）の文字は、それぞれ絵図の中心に向かって書かれていること、他の文字は、東西南北それぞれ四方向を上にする、四通りの書き方がされていることに気付かせる。また、「山並みや家などの描き方はどうなっているか」と発問し、一方向からではなく、東西南北の四方向からの視点で描かれていることに気付かせる。まとめとして、荘園は中世の人々の生活空間であり、荘園絵図に描かれたものは中世社会を考える様々な材料を与えてくれることに触れる。

図4の^{ひまきほくろ}日置北郷は、現在の鹿児島県日置市日吉町に所在した、西側は東シナ海に面した荘園である。領家の一乗院（奈良興福寺）と地頭の島津氏との間で長い間支配をめぐる紛争がくり返されてきた。元亨四（一三三四）年には和与が成立し、下地中分が行われることになり、この絵図が作成された⁽¹¹⁾。グループ学習での絵図読み解き作業では、まず赤の色鉛筆で中分線を引きかせる。次に、水田は緑、川は青と色鉛筆で塗り分け作業を行

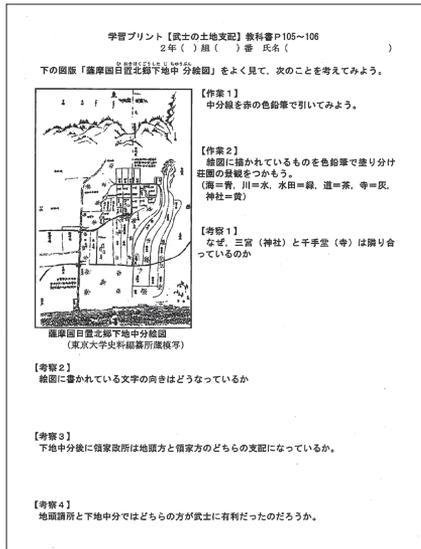


図5 学習プリント

い荘園の景観を具体化してみる。「なぜ三宮(神社)と千手堂(寺)は隣り合っているのか」と発問し、神仏一体になって荘園を守ることを意味や神仏習合に気付かせる。「下地中分後に領家政所は地頭方と領家方どちらの支配になっているか」と発問し、地頭方の支配下に入り、絵図からも武家勢力が伸張したことに気付かせる。

さらに、「地頭請所と下地中分ではどちらの方が武士に有利であったのだろうか」と発問し、下地中分で領家方も支配を再編できるようになったことに気付かせたい。

以上、荘園公領制の教材化について、中世荘園の形成と荘園

村落の様相を中心に試案を提示した。その際、公家の日記や古文書(寄進状)などの文献資料、荘園絵図などの絵画資料を取り上げた。文献資料を用いて荘園の成立や領有、構造を説明する場合は、書き下し文と現代語訳を提示し、土地の権利関係を模式図で示した。また、荘園村落の様相を荘園絵図を用いることで、多面的で多角的に考察させることができる。

おわりに

「荘園制はいかに教材化できるのか」、そして「歴史的思考をどのように深めていくことができるのか」という課題を設定し、歴史学の成果に依拠した荘園制の日本史授業における教材開発に取り組んだ。

その結果、近年の中世史研究の進展にともない、「寄進地系荘園」の説明として鹿子木荘の史料(「鹿子木荘事書」)にかわる別の資料が存在することがわかった。それらの資料は、荘園が存在した時代と同時代のものであることから注目される。さらに荘園絵図などの絵画資料も活用することで、立荘のあり方や領域型荘園の形成についての理解を深めることができる。

荘園公領制の教材化については、これまで多くの実践が積み上げられている⁽¹³⁾。今後も地域資料の教材化を進め、授業実践を続けていきたい。

註

- (1) 日本史Bの新課程教科書(山川出版社三冊、東京書籍一冊、実教出版二冊)を見ると、六冊中五冊までが中世の始まりが「院政」または「荘園公領制」となっている。
- (2) 荘園制、荘園公領制に関する最近の主な論考に川端新「荘園制成立史の研究」(思文閣出版、二〇〇〇年)、高橋一樹「中世荘園制と鎌倉幕府」(塙書房、二〇〇四年)、鎌倉佐保「日本中世荘園制成立史論」(塙書房、二〇〇九年)などがある。
- (3) 前掲註(1)の新課程教科書六冊中五冊で荘園の寄進の事例として鹿子木荘が取り上げられている。
- (4) 石井進「鹿子木荘事書」の成立をめぐる「中世を考える」校倉書房、一九九一年、初出は一九七〇年、同「荘園の領有体系」(網野善彦ほか編「講座日本荘園史2 荘園の成立と領有」吉川弘文館、一九九一年)。
- (5) 東寺百合文書、シ函三〇九号。
- (6) 篠原荘は、京都の真言宗仁和寺の所領である。治暦二(一〇六六)年五月に関白藤原教通から仁和寺に施入されている(瀬野精一郎編「荘園史大事典」(吉川弘文館、二〇〇三年)。篠原荘については、川端新「院政初期の立荘形態―寄進と立荘の間―」(前掲註(2)川端書所収、初出は一九九六年)に詳しい。相馬御厨については、木村茂光・樋口州男編「新編史料でたどる日本史事典」(東京堂出版、二〇一二年)の「荘園公領制の展開」(鈴木哲雄編)を参考にした。
- (7) 相馬(布施)御厨は、伊勢神宮領である。平良文から代々相伝された所領を大治五年千葉常重(平経繁)が皇大神宮(内宮)に寄進し、御厨として成立した(前掲注
- (8) 前掲註(6)木村・樋口書「荘園公領制の展開」。
- (9) 東京大学史料編纂所データベース(ホームページ上で公開)の中に「史料編纂所蔵荘園絵図模本データベース」がある。絵図模本のデジタル画像以外に解説や荘園現地の地形図などの関連情報も掲載され、荘園絵図を日本史の授業で教材化する上で役に立つ。詳しくは西田友弘「画像にみる日本史教材―東京大学史料編纂所データベース」(『歴史と地理』六五二、日本史の研究(二二六六)、二〇一二年)を参照。
- (10) 前掲註(6)瀬野書「柿田荘 および「荘園絵図」、木村茂光「荘園と村落」(同「日本中世の歴史―中世社会の成り立ち」吉川弘文館、二〇〇九年)。
- (11) 前掲註(6)瀬野書「伊作荘」および「荘園絵図」、黒田日出男「領主の争いと荘園の分割―薩摩国伊作荘日置北郷下地中分絵図」(小山靖憲・佐藤和彦編「絵図にみる荘園の世界」東京大学出版会、一九八七年)。
- (12) 代表例として鈴木哲雄「中世社会像の再構成をめざして―歴史教育における授業構成とその内容」(歴史学研究会編「歴史学と歴史教育のあいだ」三省堂、一九九三年、初出は一九八九年)、同「中世社会の成立―荘園公領制の教材化をめぐる―」(歴史教育者協議会編「前近代史の新しい学び方」青木書店、一九九六年)がある。鈴木氏は、一九九六年論文の参考文献で荘園(制)をめぐる議論の流れを整理している。参照された。
- (ひだか・かつひろ/鹿児島県立加世田高等学校)